

令和 7 年度岡山県庁舎紹介動画作成業務委託仕様書

1 業務名称 令和 7 年度岡山県庁舎紹介動画作成業務

2 委託期間 契約締結日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

3 目的

岡山県庁舎の魅力をさらに発信するため、県庁舎 1 階前川建築・県庁舎ギャラリー内で流す動画を作成し、県庁舎の文化的な価値を紹介する。

4 動画内容

(1) 動画の規格

- ・約 1 0 分の動画を本編とし、約 1 分のダイジェスト版と合わせ、計 2 本動画を作成する。
- ・各動画のナレーションは日本語とし、英語の字幕を表記する。

(2) 動画内容及び構成

- ・岡山県庁舎のあゆみ(明治 12 年開庁～現在まで)、県庁舎の建築的特徴、設計者である前川國男及び県内の前川建築 3 施設を紹介する内容とすること。
- ・前川建築の有識者(2 名)にインタビューを行い、挿入すること。
- ・原則として新規に撮影した映像を使用し、必要に応じて、ドローン撮影などを取り入れる。ただし、過去の県庁舎の映像及び県が提供する画像を使用することは可とする。
- ・動画構成については、契約締結後、受託者からの提案を踏まえて岡山県と協議して決定すること。
- ・作成した動画は、YouTube にアップロード可能で、一般的なインターネット環境にあるネットユーザーが閲覧できる容量、ファイル形式であり、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様にする。

5 業務内容

受託者は、次に掲げる項目について、岡山県土木部都市局建築指導課及び総務部財産活用課、その他の関係者と十分に連絡調整を行い円滑な業務執行を図ること。

本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、岡山県の指示するものについては実施すること。

なお、本業務に必要な資機材や施設等は受託者が用意するとともに、必要な経費についても全て受託者が負担すること。

また、借用映像や音楽素材等について、著作権等の許諾が必要な場合の手続きや費用負担は全て受託者が負担すること。

(1) 業務執行計画及び執行体制

- ・事前に委託期間全体の撮影計画（撮影時期、撮影対象、撮影方法等を示したもの）を作成し、岡山県の承認を得ること。同計画を変更する場合も同様とする。
- ・委託業務全体の総括責任者を配置すること。
- ・委託業務に係る連絡体制を定め、岡山県と情報を共有すること。

(2) 出演者の選定・交渉業務

- ・出演候補者の選定は、岡山県が行う。出演交渉は、権利関係を明らかにした上で受託者が行い、必要に応じて岡山県の職員が同席する。
- ・出演者に対して謝金等の支払いが必要な場合は、本業務委託の経費に含めて計上すること。

(3) 動画の取材・撮影業務

- ・取材及び撮影は、事前に岡山県の承認を受けた後に行うこと。
- ・取材及び撮影時間は、業務目的を遂行するために適切な時間を設定すること。
- ・取材及び撮影は、県内に限らず、必要に応じて県外で行ってもよい。
- ・画質はハイビジョン同等以上で撮影すること。
- ・受託者は、必要に応じて、出演者に対して、これまでの経歴や活動内容等が分かる資料等の提供を依頼すること。

(4) 動画の編集業務

- ・受託者は、BGM・効果音、音声録音、テロップ・写真・動画等の挿入及び映像を編集して作成すること。
- ・ナレーターの調達は受託者が行い、ナレーション(日本語)を収録すること。
- ・編集業務は受託者の事業所等で行うものとし、必要な機材及び消耗品等は受託者の負担とする。
- ・英語の字幕については、岡山県の確認を受けた上で編集を行うこと。

6 スケジュール(予定)

時期	内容
令和7年 7月上旬	委託業者の決定、契約締結
令和7年 8月上旬	動画構成・出演者等の決定
令和7年 9月下旬	納品① 動画 10 分(試写用)
令和7年 11月28日	納品② 動画 10 分及び1 分(最終版)

7 成果物の納品

DVD-Video 形式及び MP4 形式で納入する。
納入枚数は、本編、ダイジェスト版を各 2 枚とする。

8 業務基準

(1) 撮影に当たっての留意事項

- ・通常の撮影は開庁時間内に行うこととし、これによりがたい場合は、岡山県と協議すること。
- ・ドローンによる撮影を行う場合は、岡山県及び関係者と協議を行った上で行うこと。
- ・職員及び来庁者の通行の支障とならないよう、最大限配慮すること。

(2) 著作権

- ・作成した動画の著作権は、全て岡山県に帰属するものとする。
- ・作成した動画は、県庁舎 1 階前川建築・県庁舎ギャラリー等での上映及び建築指導課ホームページ等に掲載する。
- ・作成した動画のキャプチャー画像は、岡山県の広報用素材として二次利用する。
- ・映像素材等において、他者が著作権その他の権利を有するものを使用する際は、権利者から事前に二次使用を含めた使用の許可及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を文書で得ておくこと。
- ・これらの権利等に関して、第三者から何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処するものとする。

(3) 遵守事項

- ・他人の名誉、信用、プライバシー、肖像権、著作権その他の権利を侵害しないこと。
また、出演者本人から事前に使用許諾を得た動画等を扱う場合を除き、必要な権利処理は受託者において行うこと。
- ・他からのコピー及び転用は行わないこと。また、視聴者が不快に感じるイメージや言葉を使うことなく、一般常識に反する内容でないこと。

(4) 個人情報

- ・当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。

(5) その他

- ・当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、岡山県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- ・疑義が生じた事項については、岡山県と受託者が協議して決定すること。